

○南相木村元気が出る支援金交付要綱

平成23年5月30日要綱第5号

改正

平成31年3月7日要綱第7号

令和4年12月14日要綱第69号

南相木村元気が出る支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、活力ある産業の村づくり、地域への定住者増加のため、自らの知恵と工夫により自主的かつ主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に要する経費に対し、予算の範囲内で南相木村元気が出る支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和42年南相木村規則第1号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 行政区
- (2) 村民によるサークル、クラブ等
- (3) 村内に事務所を有する法人
- (4) 個人
- (5) 村長が特に認める者

（交付対象事業）

第3条 支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる事業のうち、第1条に規定する趣旨に即した事業で単年度とする。

- (1) 地域協働の推進に関する事業
- (2) 環境保全及び景観形成に関する事業
- (3) 産業振興及び雇用拡大に関する事業
 - ア 特色ある観光地づくり
 - イ 農業の振興と農山村づくり
 - ウ 森林づくりと林業の振興
 - エ 商工業の振興
 - オ その他地域の特色及び個性を活かした産業振興並びに雇用拡大に資する事業
- (4) その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- (1) 村が交付する補助金等の交付の対象となる事業
- (2) 国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (3) 国又は村が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (4) 分担金又は負担金の支出に限られる事業
- (5) 宗教的活動に関する事業
- (6) 政治的活動に関する事業
- (7) 公序良俗に反する事業
- (8) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

（交付対象経費）

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費及び特定財源の額を控除したものとする。

(1) 交付対象外経費

- ア 団体の運営費及び人件費並びに施設の維持管理経費
- イ 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用
- ウ 地方債の償還に充当する費用
- エ 計画作成に係る費用
- オ 食糧費
- カ その他、村長が不相当と認める経費

(2) 特定財源

- ア 地方債
- イ 分担金、負担金及び寄付金
- ウ 事業収入
- エ 助成金

(支援金の交付額)

第5条 支援金の交付額は、施設の整備その他の別に定める事業については交付対象経費の3分の2以内、当該事業以外の事業については交付対象経費の10分の10以内の額とし、千円未満は切り捨てる。

2 支援金の交付額は1件50万円を上限とする。

(事業計画書の提出等)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、南相木村元気が出る支援金事業計画書を村長に提出しなければならない。

2 村長は、第1項の書類の提出があった場合において、別に定める選定基準に照らし支援金を交付することが適当と認めるときは、支援金の交付の内示を行うものとする。

3 村長は、支援金について前項の交付の内示を行う場合には、次の各号に掲げる者のうちから村長が選定する者で構成する選定委員会の審査を経なければならない。

(1) 村議会議員

(2) 各種機関の長

(3) 学識経験者

(4) 村長が指定する職員

4 村長は、必要があると認めるときは、選定委員会と協議し前項の審査に当たっての方針を定めることができる。

5 第3項の選定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(交付申請書の様式等)

第7条 規則第3条に規定する申請書は、南相木村元気が出る支援金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 南相木村元気が出る支援金事業計画書

3 前2項に規定する書類の提出期限は、村長が別に定める。

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、支援金の交付の条件とする。

(1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに村長に申請して、その承認を受けること。

ア 事業の実施箇所並びに施設の設置場所、構造及び機能その他事業の主要な内容の変更

イ 交付対象経費の20パーセント以上の変更(入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更を除く。)

(2) 前号のイに規定する入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更にあつては、速やかに村長に届け出ること。

(3) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難となったときを含む。))は、速やかに村長に申請して、その承認を受けること。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

(5) 前号の財産を処分したことにより収入があつたときは、当該収入の額に交付対象経費について支援金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、村に納入させることがあること。

(6) 事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付すことができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付すことが適当でない認められるときは、競争入札に付さないことができる。

(7) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する村の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(8) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を村に納入させることがあること。

(変更承認申請書等)

第9条 第8条第1号から第3号までの規定による申請及び届出は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき 南相木村元気が出る支援金事業内容変更承認申請(届出)書

(2) 事業を中止又は廃止しようとするとき 南相木村元気が出る支援金事業中止(廃止)承認申請書

(3) 事業が予定の期間内に完了しないとき 南相木村元気が出る支援金事業期間延長承認申請書

(交付申請の取下書)

第10条 規則第7条に規定する申請の取下げは、南相木村元気が出る支援金交付申請取下書により行うものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第12条に規定する実績報告書は、南相木村元気が出る支援金事業実績報告書によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は支援金の交付の決定があつた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(交付請求)

第12条 支援金の交付決定を受けた者が支援金の交付(概算払いを含む。)を受けようとするときは、南相木村元気が出る支援金交付(概算払)請求書を提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第13条 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、南相木村元気が出る支援金財産処分承認申請書によるものとする。

2 規則第19条第1項第2号及び第3号に規定する機械、器具及び財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。次項において「省令」という。)に定められているものとする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の機械、器具及び財産で、補助目的上特に必要ないと認められるものは除くものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(評価及び公表)

- 第14条 支援金の交付を受けた者は、南相木村元気が出る支援金事業総括書(以下「総括書」という。)により当該交付の対象となった事業の評価を行い、その内容を村長に報告しなければならない。
- 2 村長は、前項により提出された総括書を速やかに公表するとともに、支援金の交付を行った事業について必要な助言及び支援を継続的に行うものとする。
- 3 支援金の交付を受けた者は、総括書を速やかに公表するよう努めなければならない。
(申請書等の様式等)
- 第15条 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。
(書類の提出等)
- 第16条 規則及びこの要綱により提出する書類は、1部とし、村長に提出するものとする。
- 附 則
この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 附 則(平成31年3月7日要綱第7号)
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則(令和4年12月14日要綱第69号)
この要綱は、公布の日から施行する。
-